

令和4年度

本部事業計画書

社会福祉法人 苫小牧慈光会
理事長 松 神 繁 俊

1. 法人の目的及び法人経営の原則

社会福祉法人 苫小牧慈光会は、社会福祉事業を行う法人として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない法人である。

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 経営理念

一人一人が家庭的な雰囲気のもと「ひとりの人としてこれまで大切にしてきた人生」と「今を生きようとする力」を尊重し、慈～ほほえみ合える喜び、光～きらめき輝くことの喜び、会～ふれあうことの喜びともに育むことを大切にします。障害があるなし年齢にかかわらず、全ての人々が人間として豊かな人生を送れるよう利用者・職員が（慈～ほほえみ 光～きらめき 会～ふれあう）の理念のもとで互いに支え合える社会の実現を目指します。

3. 基本方針

私たち苫小牧慈光会職員は、介護福祉ニーズを有する全ての人々が住み慣れた地域において安心して老いることができ、支援を受けながら暮らし続けていくことができる社会の実現を願っています。

- (1) 苫小牧慈光会職員は、全ての基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービス等を提供していきます。
- (2) 苫小牧慈光会職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。
また、介護福祉サービス等の質的向上に努め、自己の実施したサービスについては常に専門職としての責任を負います。
- (3) 苫小牧慈光会職員は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。
- (4) 苫小牧慈光会職員は、利用者に最適なサービスを包括的・継続的に提供していくため、福祉・医療・保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。
- (5) 苫小牧慈光会職員は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。
- (6) 苫小牧慈光会職員は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともにその介護力の強化に協力していきます。
- (7) 苫小牧慈光会職員は、全ての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

4. 事業運営

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 軽費老人ホームの経営(樽前慈光園)
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
(樽前慈生園・(地域密着型)ケアセンターしらかばの郷)
 - (ウ) 障害者支援施設の経営(生活介護・施設入所支援 樽前かしわぎ園)
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 老人短期入所事業の経営
(樽前慈生園・ケアセンターしらかばの郷)
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営(短期入所 樽前かしわぎ園)
 - (ウ) 老人デイサービス事業の経営
- (3) 公益事業
 - (ア) 居宅介護支援事業(樽前慈生園)
 - (イ) 苫小牧市地域包括支援センターの受託運営

5. 理事・監事・評議員

- (1) 理事・監事(敬称略)

理事長：松神繁俊 常務理事：郡司靖治
理事：吉本俊憲、木村一紀、藤原浩之、宮津礼子
監事：田原雄平、小谷博義
任 期：令和3年6月22日～令和5年6月に開催の定時評議員会終結の時
- (2) 評議員(敬称略)

小川徳次、紺野健治、佐藤仁、福島修、水正美絵、柴田泰子、吉田賢三
任 期：令和3年6月22日～令和7年6月に開催の定時評議員会終結の時

6. 法人運営方針

新型コロナウイルスは今年で3年目を迎えておりますが、一向にその感染が世界規模で急激に拡散されており、昨年11月上旬に南アフリカで発症した変異株オミクロンが、昨年11月下旬頃、日本国内で初めて感染者の確認がされました。それを境に日本国内で爆発的な広がりを見せ、現時点においても終息することなく、感染者が増え、医療現場で患者数の増加により医療現場が逼迫しております。

法人内にある各事業所においては、新型コロナウイルスに関する感染対策を継続して利用者の安全に留意し、事業を運営して参りました。しかし、変異オミクロン株は毒性こそ弱いながらも感染力が高く、その症状は風邪と似た症状で、令和4年1月16日、同法人内事業所において陽性者が出たことを皮切りに、令和4年2月において同法人内全ての事業所で新型コロナウイルスの陽性者の発症したことで、終息するまで各事業所では日々、対応に追われる状況でした。幸いにも関係各機関の協力・助言にて、職員及び利用者から重篤にいたるケースもなく無事終息を迎えることができました。

さて、当法人は令和4年6月で43年目を迎えます。新型コロナウイルス感染拡大に加え、世界的規模で様々な出来事が要因となり、社会経済に影響を与え、原油、食料品、公共料金の高騰化により国民の生活を逼迫させている情勢は、当法人が運営している介護保険施設、障害者支援施設事業においても厳しい運営状態となっている現状に加え、日本人口の減少から介護現場に限らず様々な業種においても人材不足は深刻な問題となっております。同様な問題から昨年12月に特別養護老人ホーム樽前慈生園では調理職員の雇用・確保が難しく人員不足が慢性的となった状態で調理業務を行って参りました。しかし、一向に調理職員の補充に見通しが立たない現状から、厨房業務を外部委託化を進め導入にいたしました。

また、人材不足は深刻な問題となり、特に同法人事業所においても介護保険事業（介護員）は比較的人員の補充は出るが、障害者支援施設（生活支援員、看護師）においては欠員補充が進まない状況にある中、人材派遣紹介業者を活用しつつ今後も従来のハローワーク求人や新聞等の媒体を使った募集を継続して行うとともに、外国人介護人材の受け入れに係る情報収集等も本格的に取り組む方向を模索しながら、広く人材を求めるべく対応して参りたい。

令和3年度法人事業は、令和2年度事業として特別養護老人ホーム樽前慈生園改築事業（多床室施設からユニット型施設、定員50人から80名増床、短期入所事業は空床型）が令和3年3月12日に完成、令和3年4月1日開設に伴い、特別養護老人ホーム樽前慈生園旧園舎の解体工事業を実施しました。特別養護老人ホーム樽前慈生園旧園舎解体工事は令和3年7月6日着工、令和3年10月29日工事を完了し、特別養護老人ホーム樽前慈生園旧園舎解体工事が無事完了することができました。今後の法人事業として、デイサービスセンター・居宅介護支援事業所の移転を視野に入れ令和3年12月10日、土地の先行取得を目的に売買契約を締結しました。将来的見地から事業の将来性を見据え、現在ある軽費老人ホーム樽前慈光園及びデイ・居宅支援事業所の移転を含め、整備を検討して参りたい。

7. 本年度の主な施策

(1) 法令遵守

①関係法令及び法人規程の遵守及び定款・規程の迅速な改廃処理

(2) 事業経営の透明性の推進

①定款、事業経営状況の閲覧・公表

②役員・評議員名簿、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の公表

(3) 財務規律の強化

①内部留保の明確化(事業継続用財産の策定・社会福祉充実残高の把握)

②利益供与の禁止

③社会福祉充実残高がある場合の社会福祉充実計画の作成

(4) 利用者の権利擁護の堅持

①虐待及び身体拘束の防止

(5) 職員処遇・職員管理等

①福祉・介護職員及び福祉・介護職員以外の職員の処遇改善

②労働条件の適正化(関係諸規程の迅速な改廃処理)

③職員研修の強化

④中堅職員の育成

⑤ハラスメントの防止と防止対策の周知・啓発

⑥求人対策

ア) 通年募集

イ) 外国人介護人材受け入れに係る情報収集

(6) 会計処理の適正化

①税理士法人による指導・相談

(7) 収益減少傾向にある事業のフォローアップの検討

(8) 会計監査人導入準備・検討

(9) 公益的活動への取り組み

①独居や要支援状態の高齢者に対する配食サービス・安否確認事業の継続

②かぎ預かり事業の継続

③フードバンクへの食料品の提供事業の継続

④ケアセンターしらかばの郷多機能ホールの地域への無料貸し出し事業の継続

⑤柏木町内会主催の運動教室への地域包括支援センター職員の派遣

(10) 防災対策

8. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

(ア) 通常理事会：令和4年5月、9月、12月及び令和5年3月の年4回

(イ) 臨時理事会：随時

- ・理事長が必要と認めたとき
- ・理事会運営規則に定める理事長以外の理事、監事から開催の招集の請求があったとき

(2) 評議員会

(ア) 定時評議員会：令和4年6月

(イ) 臨時評議員会：随時

- ・必要がある場合、理事会の決議に基づき理事長が招集
- ・評議員会運営規則に定める評議員から開催の招集の請求があったとき

9. 内部監査

(1) 内部監査及び監査概要

(ア) 定期監査(四半期毎)

- ・法人の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施。帳簿・種類の閲覧、現金預金・有価証券・債券・不動産その他の財産及び債務の現在高並びに試算表を検査する。
- ・理事会・評議員会の運営が、正当な手続きに基づき実施されているかどうかを主眼として実施。
- ・法人の事務執行が、正当な手続きに基づき合理的かつ効率的に実施されているかどうかを主眼として実施する。

(イ) 臨時監査

監事が、法人の運営について必要があると認めるときに、適宜日程及び内容を定めて実施。

(ウ) 決算監査

理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況の全般について行い、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を受領し、これらの書類について検査。

10. 福祉サービス相談委員会

(1) 委員会の構成

- ・第三者委員(敬称略)：田原雄平、小谷博義
- ・事業者委員(敬称略)：松神繁俊、木村一紀、郡司靖治、藤原浩之、宮津礼子

(2) 開催

- ・第1回：令和4年 5月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第2回：令和4年 9月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第3回：令和4年12月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第4回：令和5年 3月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決

11. 経営会議・役員施設長定例打合せ

法人・施設運営全般に係る打合せを月例及び臨時で開催。

12. 役員研修

北海道社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、社会福祉法人の適正運営や社会福祉諸制度等に関する情報を収集、周知を行う。

【概 況】

平成29年4月1日から施行した社会福祉法等の一部改正は、社会福祉法人改革であり、理事会の執行機関としての機能の役割、評議員会は議決機関としての機能の役割を担うこととなり、変更後の定款に基づいた運用となりました。

この社会福祉法等の一部改正で、社会福祉法人に求められているものとは、

- ・ 経営組織のガバナンスの強化
 - 1) 議決機関としての評議員会の必置
 - 2) 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
 - 3) 財務会計に係るチェック体制の整備
- ・ 事業運営の透明性の向上
 - 1) 財務諸表の公表等についての法律上の明記
- ・ 財務規律の強化
 - 1) 適正かつ公正な支出管理の確保
 - 2) 内部留保の明確化
 - 3) 社会福祉事業等への計画的な再投資
- ・ 地域における公益的な取組を実施する責務
 - 1) 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応
- ・ 行政の関与の在り方
 - 1) 所轄庁による指導監督の機能強化及び道、市の連携推進等が謳われています。

そして、社会福祉法人経営協議会は、社会福祉法人経営改革の基本姿勢として、

- 1) 社会福祉法人が主体性を持ち、自立的な経営ができる業界にしていくこと。
- 2) 経営努力を活かすことのできる業界にしていくこと。
- 3) 社会福祉法人として、より一層の社会貢献を行うこと。

を掲げており、法人としてもこれらを命題として今後取り組んで参りたい。

また、国が示す基準により算定する「社会福祉充実残高」が発生した場合には、「社会福祉充実計画」の作成が義務づけられ、大小法人に関わらず社会福祉充実残高の発生も予想されることから、今後、その残高の使途について検討して参りたい。

平成28年から一部「地域共生社会」の実現に向けた取組が行われ、令和3年度から全面实施となりました。この「地域共生社会」とは、介護・育児・障害者福祉の窓口を一元化して、高齢者と障害者の共通サービスを導入するとしています。そして、サービスの担い手は、地域住民によるボランティアも想定されています。

今、介護等に関わる人材確保は、益々深刻化し極めて困難な状況にあります。

少子高齢化による影響もさることながら、専門職である介護職員、看護師、理学療法士、介護支援専門員等、施設にとって無くてはならない人材がなかなか確保できない現状で、法人としても、契約職員の正規職員化を3年前に実施するとともに、平成28年度からは、介護職員の人材育成に取り組み一定の成果を見ておりますが、新たに求めても確保が難しい状況が続いております。

こうした社会情勢の中、法人としては、先ず職員の人材確保・育成、そして地域・社会貢献の流れを堅持して参りたい。

また、軽費老人ホーム樽前慈光園(補助金施設)が築30数年を経過していること、更にデイサービスセンター樽前慈生園・居宅支援始事業所の移転改築を念頭に置き、事業の整備をして参りたい。

【重点目標】

1. 老朽施設への対応
 - 1) 軽費老人ホーム樽前慈光園移転改築の基本設計の取組。
 - 2) デイサービスセンター樽前慈光園・居宅介護支援事業所慈生園移転改築。
2. 諸規程の一部改正
 - 1) 職員の就業規則、給与規程の一部改正
 - 2) 役員及び評議員の報酬規程の改正
3. 人材育成、職員資質の向上、資格取得奨励
 - 1) 介護職員実務者研修の受講料助成、スクーリングの一部就業免除
 - 2) 介護福祉士資格取得への助成
 - 3) 介護支援専門員、社会福祉士資格取得への助成
 - 4) サービス管理責任者研修への参加
 - 5) その他各種研修会への参加、自己研修を通してのスキルアップ支援
 - 6) 北海道民間社会福祉事業職員共済会への資格取得者の助成金申請
4. 人材確保
 - 1) 専門学校、各種学校、高等学校の訪問活動
 - 2) ハローワーク、求人情報誌、苫小牧民報等の活用による求人
 - 3) 人材紹介、職員・友人等による求人
 - 4)
5. 施設整備資金借入償還の資金計画
 - 1) 樽前慈生園建設資金工事借入償還財源の確保
6. 法人の社会貢献活動の情報収集
 - 1) 社会福祉充実計画の情報収集
 - 2) 障害者雇用による生活困窮者自立への援助
 - 3) 減免利用者への助成
 - 4) 高齢者の孤独防止とサロン

法人事業として、上記重点目標以外にも突発の事業に対応すべく、財務基盤の強化に努めて参ります。

人材確保においては、苫小牧民報を活用して人材を広く求めたところではありますが応募がない現状であります。少子高齢化、人口減少化を迎え、ますます有資格者や直接介護を行う介護福祉士の人材確保が困難となることが予想され、従来の新聞媒体を使った募集から人材派遣紹介、奨学金制度、外国人特定技能者を使用とする取組も今後の人材確保に必要と考えられます。

また、人材育成においては、介護福祉士資格取得に必要な「介護職員実務者研修」の受講が必須であることから、法人独自の資格取得助成制度を活用し受講料の助成、スクーリング時の就業免除を行い、職員に資格取得に向けた制度を引き続き奨励して参りたい。

また、社会の構造改革が進む中で、社会福祉の分野では「社会福祉法の改正」で大幅な改革が進められます。「地域共生社会の実現」に向けて、一部窓口の一本化が始まり、介護、育児、障害者等サービス相談が一つとなり、将来的にはケアサービスにおいても共通のものとなるよう制度変更される予定であります。今まで、社会福祉分野において、社会福祉法人が担ってきた子供、障害者、高齢者サービスにNPO法人、社団法人、医療法人、株式会社、個人等の事業主体が社会福祉分野に参入し、一部では、利用者の人権を脅かして時折紙面を賑わす結果となってきています。あってはならない利用者への人権侵害や虐待の防止について繰り返し啓蒙して参りたい。

「社会福祉充実計画」については、社会や地域が求めているものは「何か・・・」を探りながら地域還元に向けた取り組みを進めて参りたい。

民間の社会福祉事業の特性である先駆的、独自性、迅速性を如何にして「実践」していくのか、それこそが社会福祉法人のポジティブを示す格好の存在ではないでしょうか。そして、サービス提供主体の多様化の時代において、

- 1) 民間事業者としての創意工夫の発揮
- 2) 地域に貢献、信頼されるサービス拠点づくり
- 3) 新しいニーズへの対応への取組

が強く求められております。そうした取り組みにおいて、理事会、評議員会の判断が重要となります。

加えて、法人が抱える施設の老朽化と修繕・維持管理費は増大傾向にあります。長期保持のため、早期発見、早期補修に努め、さらに介護報酬の減額等で毎年赤字発生事業所の運転資金の枯渇等、不測の事態に備えるべく経費の合理的運用を強化して参りたい。

さらに、軽費老人ホーム樽前慈光園の維持管理と移転改築に向けたアクションを起こして参りたい。

【事業計画】

1. 施設サービス事業について

軽費老人ホーム樽前慈光園(補助金施設)、特別養護老人ホーム樽前慈生園(介護保険施設)、障害者支援施設樽前かしわざい園、地域密着型特別養護老人ホームケアセンターしらかばの郷(介護保険施設)を経営、補助金施設である軽費老人ホーム樽前慈光園を除き、特に特別養護老人ホーム樽前慈生園移転改築で建設資金の借入を行っており、令和4年4月から借入資金元金の償還が開始されることから、運営・強化を見据えた運営を図りたい。

施設サービスについては、それぞれの事業計画に基づく運営をして参りたい。

2. 地域サービス事業について

イ) デイサービス事業(介護保険事業)

デイサービスについては、市内に40数社が事業展開していることから辛抱強い運営を強いられています。特に設置場所の問題で敬遠され、平成28年3月に定員を18名に変更、事業所稼働率60%台を保持していますが、現在ある樽前の地では事業所として稼働効率が悪いことから、移転を視野に入れた将来的事業の展望を検討しつつ更なる利用向上を目指し奮闘して参りたい。また、市内居宅介護支援事業所訪問による新規利用者の確保を積極的に推し進めて参りたい。

ロ) 地域包括支援センター(委託事業)

苫小牧市しらかば地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助(権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント支援業務)を中心に行っています。

地域福祉の拠点としての包括支援センターが認知され、今後もその役割が益々増大する中、要介護高齢者の健康増進や高齢者虐待等のシグナルサインを的確に把握し地域で生涯にわたり生活できるよう民生委員、町内会、ボランティア団体とのネットワーク作りに努めて参りたい。

ハ) 居宅介護支援事業(介護保険事業)

超高齢化社会を迎え、在宅で生活する高齢者のケアプランを作成、需要に追いつかないテンポでケアプラン作成件数が増えています。介護支援専門員が担当できるプラン作成に制限が設けられていることから運営的の厳しいものがあります。

今後、収支バランスを取りながら事業を推進して参りたい。

居宅介護支援事業は、介護保険で要介護状態の高齢者に対して居宅で生活するにあたりサービス計画作成・管理、更には福祉、医療サービスに係わる相談等、よりきめ細かい居宅サービス提供が求められております。

また、介護支援専門員の脂質が問われることから、更なる自己研修と資質向上に努めて参りたい。

ニ) 短期入所事業(介護保険事業27床、障害福祉サービス事業8床)

障害者の短期入所は、樽前かしわざい園が担っていますが新型コロナウイルス感

染が拡大してからは、ほとんど利用実績が無い状態である。今後、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ市内相談支援事業所へのPR活動を通じ一人でも多くの方が短期入所に結びつくよう活動を押し進めて参りたい。

高齢者の短期入所については、樽前慈生園8床、ケアセンターしらかばの郷19床で実施していますが何れも70%を超えての利用となっています。

今後も、障害者(児)や高齢者の家族の介護の軽減や精神的負担の軽減を図るべく、居宅介護支援事業所、或いは、地域へのPR活動を通じて利用者の掘り起こしに努め、利用推進を図って参りたい。

ホ) 在宅老人給食サービス事業(委託事業)

独居や要支援状態となっている高齢者が潜在的に増加して状況に鑑み、軽費老人ホーム樽前慈光園及び特別養護老人ホーム樽前慈生園をキーステーションとして、苫小牧市社会福祉協議会からの委託による在宅老人給食サービス事業を実施、高齢者の安否確認も含めて押し進めて参りたい。

3. 法人及び施設の展開について

平成12年の介護保険制度導入は十数年を経過し国民の間に定着しています。

ただ、毎年、介護保険料が上がることに抵抗感が生まれつつあるので・・・、そして、利用料も当初の1割負担から2割負担、3割負担へと崩し的に引き上げられていることに疑問も無いわけではありません。

また、令和4年2月から臨時処遇改善「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として障害・介護福祉職員の処遇改善を目的に創設され、令和4年2月から9月までの期間は臨時制度、令和4年10月からは基本報酬単価に3%を加算する改正(案)となっています。しかし、その財源は国民が負担する内容(各種社会保険料など)となり、新たに制度を導入しても障害・介護福祉職員の処遇改善を目的に創設され制度ではありませんが、本当に制度として効果が望めるものでしょうか疑問に思われます。

更に、令和6年度では、3年に1度の介護報酬単価の改正時期を迎え、介護報酬改正に向けて議論の場となりますが、これまでも税金によって介護保険・総合支援制度において幾多の改正を経て現在に至っていますが、基本報酬改定時には介護給付費及び支援費制度はマイナス改定となることがほとんどで、今後、介護保険制度及び障害者支援費制度の動向に留意し、これ以上のマイナス報酬改定とならないよう各施設協議会を通じて訴えて参りたい。

社会福祉基礎構造改革と言われ十数年が経過、今年は、社会福祉法人の大改革の年に当たります。社会福祉法人が保有する余力資産、人材を地域が求める事業に有効活用して社会福祉法人の意義を広める絶好の機会として、より効率的かつ自立的な法人運営を押し進めて参りたい。

さて、当法人が運営する施設は、介護保険制度下での事業と障害福祉サービス下での事業に分けられ、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所事業、老人デイサービス、居宅介護支援事業、地域包括支援事業センター、在宅老人給食サービス事業等の多岐に亘っています。

しかし、各事業の運営を見ると順調とは言えない事業も抱えていることから、今後の検討課題として議論して参りたい。

今後の課題として、創生期に建築した施設の老朽化による①建替の時期、②大規模修繕等の課題を抱えています。その裏付けとなる問題財源確保が大きな課題となることから検討を進めて参りたい。

また、介護職員、看護師、理学療法士、調理員等の採用が厳しさを増す中、人材確保面であらゆる手立てを講じて職員採用を行う努力をして参りたい。

そのためにも、奨学資金借入者への何らかの支援策や国が新たに設けようとしている処遇改善加算の追加策に対応する対策を構築して参りたい。この処遇改善加算

は、法人の「質」を問われるもので、他法人との職員処遇に関わる比較検討の材料、職員採用時の好条件にも繋がります。

併せて、人材育成に関しては、介護職員実務研修の受講等、そしてスキルアップとしての介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、各種養成指導者としての資格修得を積極的に促すとともに、各種研修を強化し、職員の資質を高めることはもとより、福利厚生面の充実を図り、更には人事の刷新による活力ある施設運営を行って参りたい。